

監査公表第5号

令和4年6月2日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 岩 田 淳 司

行政監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別冊のとおり決定したので、公表します。

令和3年度

行政監査結果報告書

「随意契約について」

周南市監査委員

目 次

	頁
第1 行政監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 選定理由	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の対象及び範囲	1
6 監査の実施期間	2
7 監査の方法	2
第2 随意契約	2
1 随意契約の根拠法令	2
(1) 随意契約に係る法令の規定	2
(2) 随意契約に係る本市の規定	3
2 随意契約事務の流れ	5
(1) 基本的な事務の流れ	5
第3 監査の結果	7
1 随意契約の状況	7
(1) 令和2年度の随意契約の状況	7
(2) 所属別の随意契約の状況	8
(3) 契約の業種及び工種の状況	9
2 調査票による調査	10
(1) 随意契約の適用条項	10
① 適用条項号ごとの随意契約状況	10
(2) 予定価格の決定根拠	15
(3) 予定価格と契約金額	17
(4) 見積書徴取の状況	17
(5) 同一業者との継続契約	18
① 契約先の状況	18
② 長期継続契約の状況	19
③ 同一業者との継続年数	19
(6) 公表の状況	20

(7) 事前調査結果	20
① 随意契約の理由及び妥当性	20
② 予定価格及び見積書	21
③ 随意契約の事務処理	21
④ 複数年継続して同一業者を相手方としている契約	22
3 抽出調査について	22
(1) 随意契約の変更	22
① 着眼点	22
② 変更契約に係る規定	22
③ 変更契約の状況と調査結果	23
ア 増減額と変更件数	23
イ 変更契約の理由及び妥当性	24
ウ 変更に係る事務処理	25
(2) プロポーザル方式による随意契約	26
① 着眼点	26
② プロポーザル方式に係る規定	26
③ プロポーザル方式の状況と調査結果	28
ア プロポーザル方式の状況	28
イ プロポーザル方式の採用理由及び妥当性	28
ウ プロポーザル方式の事務処理	29
(ア) 審査委員会の設置状況	29
(イ) 事業者の募集及び選定の状況	30
(ウ) 事業者提案の活用	32
第4 むすび	32

<資料編>

資料1 令和3年度行政監査随意契約調査表様式	35
資料2 令和3年度行政監査抽出調査プロポーザル方式調査表様式	37

(注) ① 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入しているが、内訳の計と総数を合わせるため、調整している場合がある。

② 表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」…………… 該当数値が零のもの、又は算出により零となるもの

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

随意契約について

3 選定理由

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条第1項及び同条第2項の規定により、一般競争入札が原則とされており、随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号の規定に基づく特定の理由がある場合にのみ認められる例外的な契約である。

一般的に随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ事務手続きが簡略で、契約の目的や内容に照らし合わせて業者を選定することができるなどの利点がある反面、その運用を誤ると、契約の相手方の固定化や偏重等の公平性を欠くおそれがあるなどの弊害も指摘されているところである。

こうしたことから、本市では、令和3年2月に「周南市随意契約ガイドライン」（以下「随意契約ガイドライン」という。）を策定し、契約事務のさらなる適正化に向けた取組を推進しているところであり、今回の行政監査においても随意契約に着目し、公平性、適正性、経済性、透明性等の観点から検証することにより契約事務の一層の適正で円滑な執行に資することを目的として実施する。

4 監査の着眼点

- (1) 随意契約事務は、法令等に従って適正に行われているか。
- (2) 予定価格は適正な契約を行なうために設定されているか。
- (3) 複数年継続して同一業者を相手方とする契約は、見積り合わせ等により適宜見直しが行われているか。
- (4) 公表の手続きは適正に行われ、契約の内容が公表されているか。

5 監査の対象及び範囲

対象の範囲は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間を始期とする契約金額（単価契約については契約単価×予定数量）が50万円を超える随意契約とする。但し、予算の歳出科目が委託料及び工事請負費に該当するもので、公営企業分を除くものとする。

6 監査の実施期間

令和3年9月21日(火)から令和4年3月29日(火)まで

7 監査の方法

まず、監査の対象とする随意契約を行なった所管課等に対して、対象事業の内容や金額、相手方や随意契約の理由などについて照会する調査表（別添資料編「資料1」参照）を事前に配付し、その回答を求めた。

その提出された調査表を分析し分類することで、随意契約の概観を把握し、全般的な課題等を整理するとともに、変更契約やプロポーザル方式についても検証するため、必要に応じて個別に抽出調査及びヒアリングを実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に該当するものについては除斥対象とした。

第2 随意契約

1 随意契約の根拠法令

(1) 随意契約に係る法令の規定

○ 地方自治法（抜粋）

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○ 地方自治法施行令（要約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

区分	随意契約の要件
1号	売買、賃借、請負その他の契約で、予定価格が契約の種類ごとに設定された金額の範囲内で、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3号	障害者支援施設等において製作された物品を買入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。
4号	新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買入れる契約をするとき。
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき。

(2) 随意契約に係る本市の規定

随意契約に係る本市の一般的な定めは、以下のとおりである。

○ 周南市契約事務規則（抜粋）

（予定価格の決定）

第 39 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 18 条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

（予定価格調書の作成の省略）

第 40 条 契約担当者は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 予定価格が 30 万円以下の契約

(2) 法令等に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他の特別の理由があることにより特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は困難なものに係る契約

（随意契約の限度額）

第 41 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の額の契約とする。

(1) 工事又は製造の請負 130 万円

(2) 財産の買入れ 80 万円

(3) 物件の借入れ 40 万円

(4) 財産の売払い 30 万円

(5) 物件の貸付け 30 万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（随意契約によることができる場合の手続）

第 41 条の 2 契約担当者は、前条各号に掲げる額を超える額の契約で、政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による契約の締結が見込まれるときは、当該契約に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1) 物品又は役務の名称及び数量

(2) 契約を締結する時期

(3) その他必要と認める事項

- 2 契約担当者は、前項の契約について見積書を提出させようとするときは、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 物品又は役務の名称及び数量
 - (2) 見積書を提出させる者の選定に係る基準
 - (3) 契約の相手方の決定方法
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 契約担当者は、第1項の契約を締結したときは、当該契約に係る次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 物品又は役務の名称及び数量
 - (2) 契約を締結した日
 - (3) 契約の相手方の氏名及び住所
 - (4) 契約金額
 - (5) 契約の履行期日又は履行期間
 - (6) 契約の相手方を決定した理由
 - (7) その他必要と認める事項

(見積書の徴取)

第42条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

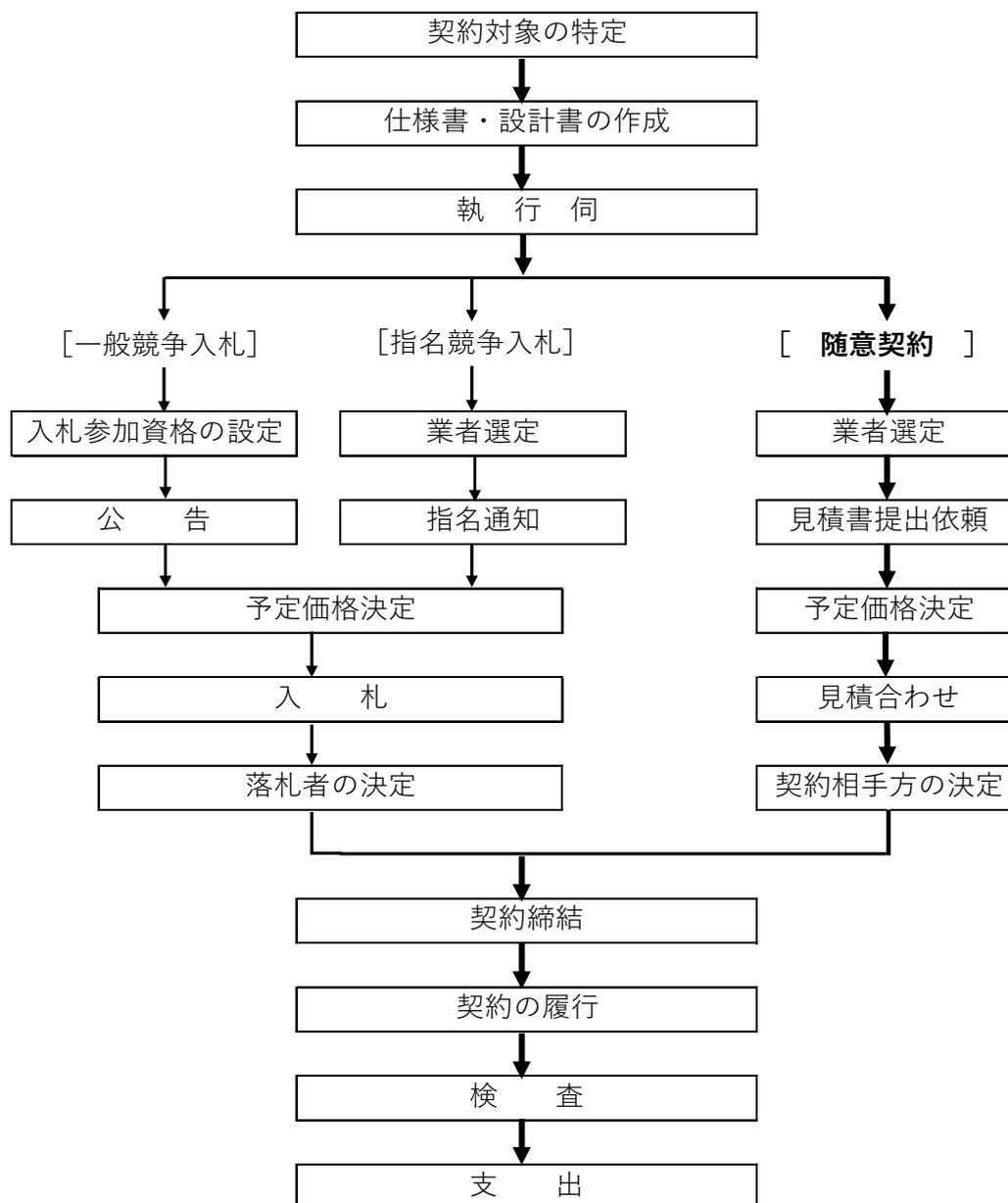
第43条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結するとき。
- (2) 法令等により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が5万円以下のもの。
- (4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

2 随意契約事務の流れ

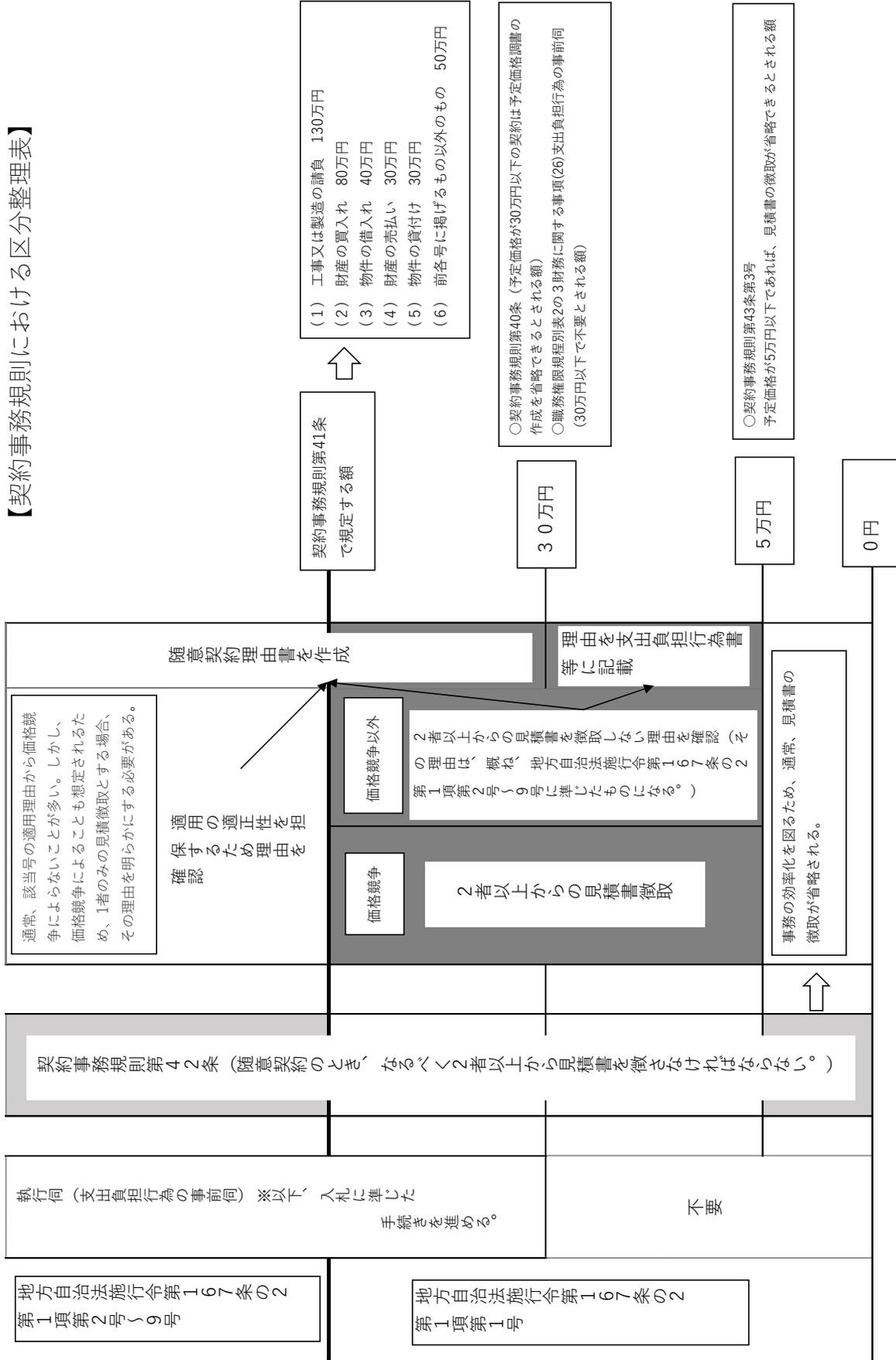
(1) 基本的な事務の流れ

随意契約の事務は次の手順で進められる。



※随意契約の場合、予定価格（支出見込額）により、一部分の事務を省略できる。

【契約事務規則における区分整理表】



第3 監査の結果

1 随意契約の状況

(1) 令和2年度の随意契約の状況

(単位：件、%、円)

区 分		一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合 計
契約件数		93	148	734	975
構成比率		9.5	15.2	75.3	100.0
契約金額		3,549,489,348	523,201,036	4,510,416,544	8,583,106,928
構成比率		41.4	6.1	52.5	100.0
業 務 委 託	契約件数	36	103	391	530
	構成比率	6.8	19.4	73.8	100.0
	契約金額	1,451,875,522	268,391,008	3,945,608,394	5,665,874,924
	構成比率	25.6	4.7	69.6	100.0
工 事 請 負	契約件数	57	45	343	445
	構成比率	12.8	10.1	77.1	100.0
	契約金額	2,097,613,826	254,810,028	564,808,150	2,917,232,004
	構成比率	71.9	8.7	19.4	100.0

※契約金額は、当初契約の金額によるものである。

監査対象期間に締結された契約のうち、契約監理課において執行された競争入札による契約と今回対象とした随意契約の合計件数は975件で、金額は85億8,310万6,928円となっている。このうち、契約全体に占める随意契約の割合は、75.3%（734件）、契約金額で52.5%（45億1,041万6,544円）となっており、競争入札が契約の原則とされている一方で、市が締結する契約のうち随意契約が大きな割合を占めている。

随意契約734件の内、業務委託は391件、工事請負が343件となっている。

これを、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号適用の上限額を基準に示すと次のとおりである。

		業務委託		工事請負	
130万 (工事請負)	競争入札 (139件)	随意契約 (391件)	随意契約 (343件)	競争入札 (102件)	うち130万円 超え (28件)
			うち130万円以下 (315件)		
50万 (その他：業務委託)					
監 査 対 象 外					

(2) 所属別の随意契約の状況

監査の対象に該当した各所属ごとの随意契約の状況は次のとおりである。

(単位：件、%、円)

所 属	件数	構成比	契約金額	構成比	業務委託件数	工事請負件数
総務部	22	3.0	154,793,668	3.4	22	0
企画部	18	2.5	65,474,599	1.5	17	1
財政部	8	1.1	26,672,800	0.6	8	0
シティネットワーク推進部	6	0.8	50,776,600	1.1	6	0
地域振興部	47	6.4	186,852,970	4.1	27	20
環境生活部	58	7.9	1,140,320,693	25.3	51	7
こども・福祉部	84	11.4	723,168,076	16.0	81	3
健康医療部	36	4.9	1,111,222,950	24.6	36	0
建設部	151	20.6	209,003,485	4.6	11	140
都市整備部	59	8.0	175,279,224	3.9	30	29
産業振興部	105	14.3	249,566,878	5.5	44	61
新南陽総合支所	6	0.8	60,153,500	1.3	4	2
熊毛総合支所	63	8.6	55,310,527	1.2	5	58
鹿野総合支所	27	3.7	46,155,731	1.0	8	19
消防本部	8	1.1	86,574,200	1.9	6	2
教育部	32	4.4	160,069,403	3.5	31	1
その他執行機関等	4	0.5	9,021,240	0.2	4	0
合 計	734	100.0	4,510,416,544	100.0	391	343

契約件数では、建設部、産業振興部、こども・福祉部の順で多く、この3部局で340件(46.3%)を占めている。建設部の主なものは、道路や排水路の維持工事や災害復旧工事等で、151件のうち118件(78.1%)を占めている。

また、契約金額では、環境生活部、健康医療部、こども・福祉部の順で多く、環境生活部ではごみ処理等の廃棄物処理に係る委託経費、健康医療部では新型コロナワクチン接種業務委託に係る経費が主なものである。

(3) 契約の業種及び工種の状況

本市の業者登録区分による種別ごとの随意契約の状況は次のとおりである。

(単位：件、円)

区分	種 別	件数	契約額	区分	種 別	件数	契約額
業 務 委 託	建物等の保守管理	102	360,307,073	工 事 請 負	土木一式工事	231	272,761,450
	コンピュータサービス	59	259,264,670		とび・土木・コンクリート	37	31,139,900
	廃棄物処理	34	972,271,526		舗装工事	26	27,181,000
	運送・旅行	10	78,774,676		電気工事	22	34,281,500
	企画・製作	7	125,006,952		管工事	13	106,663,700
	調査・研究（設計関係除く）	6	89,933,700		機械機器設置工事	7	6,034,600
	土木建設コンサルタント	4	9,064,000		建築一式工事	3	76,098,000
	整備（保守・修理）	3	7,380,406		解体工事	2	1,100,000
	建築建設コンサルタント	2	11,660,000		電気通信工事	1	5,258,000
	測量業務	2	2,213,002		防水工事	1	4,290,000
	警備	2	5,531,460				
	その他（イベント運営ほか）	160	2,024,200,929				
	合 計	391	3,945,608,394		合 計	343	564,808,150

2 調査票による調査

(1) 随意契約の適用条項

① 適用条項号ごとの随意契約状況

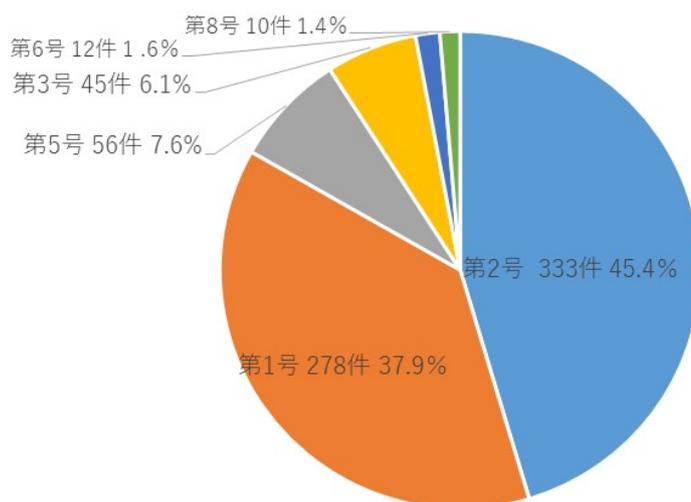
今回の監査対象とした随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号（以下、号番号のみを示す。）までの適用状況を示すと、次のとおりである。

(単位：件、%、円)

適用号	契約件数	構成比率	契約金額	構成比率	業務委託				工事請負			
					契約件数	構成比率	契約金額	構成比率	契約件数	構成比率	契約金額	構成比率
第1号	278	37.9	252,791,550	5.6	—	—	—	—	278	81.0	252,791,550	44.8
第2号	333	45.4	3,467,649,853	76.9	330	84.4	3,413,710,853	86.5	3	0.9	53,939,000	9.5
第3号	45	6.1	104,208,987	2.3	45	11.5	104,208,987	2.6	0	0.0	0	0.0
第4号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第5号	56	7.6	458,523,452	10.2	9	2.3	398,200,552	10.1	47	13.7	60,322,900	10.7
第6号	12	1.6	126,427,702	2.8	6	1.5	24,681,002	0.6	6	1.7	101,746,700	18.0
第7号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第8号	10	1.4	100,815,000	2.2	1	0.3	4,807,000	0.1	9	2.6	96,008,000	17.0
第9号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	734	100.0	4,510,416,544	100.0	391	100.0	3,945,608,394	100.0	343	100.0	564,808,150	100.0

※「—」は監査対象外である。

【適用条項の状況（契約件数）】

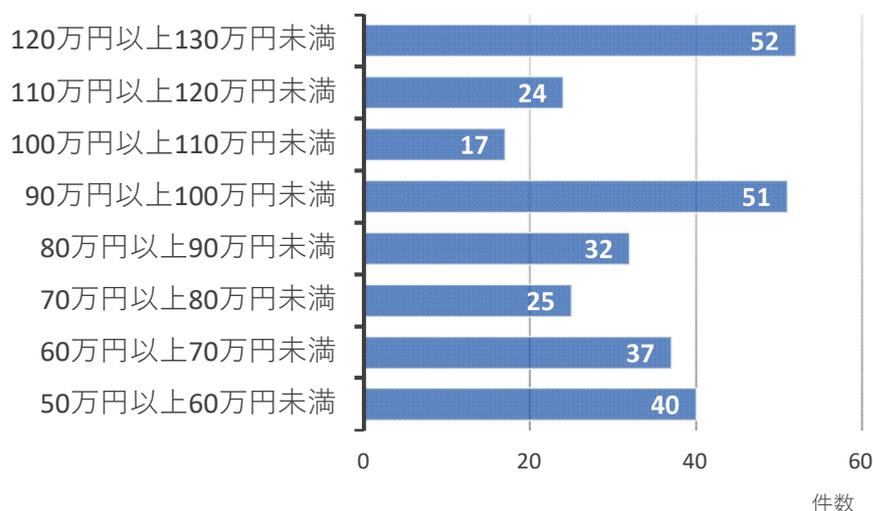


監査の対象とした業務委託 391 件、工事請負 343 件、計 734 件を適用号ごとに分析すると、その結果は次のとおりである。

ア 第1号適用

第1号適用の随意契約は278件（37.9%）で、全て工事請負（予定価格130万円以下）であり、工事請負における随意契約件数の81.0%が第1号適用であった。

【工事請負契約の金額分布】



120万円以上130万円未満が最も多く52件で、次に90万円以上100万円未満が51件となっている。

これは、工事請負の場合、随意契約が可能となる第1号適用の場合、予定価格上限額が130万円となることや100万円という一定の区切りの中で、早期の着手が可能となる随意契約によって、でき得る限りの市民ニーズに応えたいとする職員の意識が関係しているものと推察するところである。

なお、今回の監査対象を契約金額が50万円を超える随意契約としているため、予定価格が50万円以下で業務委託の第1号適用となる契約の該当はない。

イ 第2号適用

「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」と規定する第2号を適用した随意契約は333件で、対象の随意契約全体の中で最多であり、45.4%を占めている。

特に、業務委託においては330件、34億1,371万853円と、件数、金額ともに大きな割合を占めている。

第2号を適用した理由ごとの契約状況は、次のとおりである。

【業務委託】

(単位：件、%)

理 由	契約件数	構成比率
特殊な技術を要するために契約の相手方が特定されるため	150	45.5
国、公共団体その他公法人又は公益法人との契約	8	2.4
プロポーザル方式	7	2.1
契約の目的物が特定の者でなければ納入できないため	36	10.9
法令等により相手方が特定されているため	29	8.8
他の契約、協定、覚書等であらかじめ相手方が決まっているため	12	3.6
既存の導入システムを改修する際、他者では既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがある場合	36	10.9
対象施設を他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるため、他の施設を維持管理する者に委託する場合	11	3.3
新たに機器、設備等の維持管理を委託する際、既設のものと密接不可分であり、業務の履行を達成できない場合	6	1.8
業務内容を熟知しているため	10	3.0
履行実績があり経験豊富なため	3	0.9
継続した事業であるため	8	2.4
その他	14	4.2
合 計	330	100.0

【工事請負】

(単位：件、%)

理 由	契約件数	構成比率
特殊な技術を要するために契約の相手方が特定されるため	2	66.7
他の契約、協定、覚書等であらかじめ相手方が決まっているため	1	33.3
法令等により相手方が特定されているため	0	0.0
業務内容を熟知しているため	0	0.0
履行実績があり経験豊富なため	0	0.0
継続した事業であるため	0	0.0
その他	0	0.0
合 計	3	100.0

業務委託で第2号を適用した理由として最も多かったものは、「特殊な技術を要するために契約の相手方が特定される」で、150件（45.5%）となっている。そのうち主なものは、建物等の保守管理が36件、介護予防事業や特定健診業務が33件、し尿や塵芥の収集運搬等廃棄物処理が30件などであった。

次に、「契約の目的物が特定の者でなければ納入できない」と「既存の導入システムを改修する際、他者では既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがある場合」を理由としているものが、それぞれ36件で、乗合バス・タクシーの運行業務や既存の導入システムのメンテナンス及び改修を委

託しているものなどであった。

また、「法令等により相手方が特定されている」としているものは、29件(8.8%)で、乳幼児の一時預かり保育事業や高齢者の生活をサポートする地域包括支援センターの運営業務で、その他の14件(4.2%)は、市民センター等施設の維持管理や運営を地元の自治会や任意団体へ委託しているものなどであった。

なお、理由として「業務内容を熟知している」「履行実績があり経験豊富」としたものが合計で13件あったが、「熟知・実績・経験」を理由とすることは、契約の相手方を選定する際の一般的、原則的な基準であり、特定の二者を選定する理由としては客観性、妥当性に欠けるものであり、随意契約ガイドラインにおいても不適切事案とされているところである。

工事請負における第2号適用の随意契約は3件で、このうち「特殊な技術を要するために相手方が特定されるため」が2件、「協定により相手方が決まっているため」が1件であった。

ウ 第3号適用

第3号は、障害者や高齢者等の福祉の増進といった一定の政策目的のために随意契約を締結することができるものと規定されているものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設からの役務の提供を受ける契約のほか、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターからの役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体から役務の提供を受ける契約等である。

この第3号を適用した随意契約は、全て業務委託で45件であった。このうちシルバー人材センターへの業務委託は37件で、施設の貸館の管理業務や公園等施設の清掃業務の委託などであり、障害者福祉施設への業務委託は8件で、庁内印刷業務や用品仕分業務、公園等施設の清掃業務等であった。

エ 第4号適用

新たな事業分野の開拓を図る者から新商品を購入入れることを理由とした第4号適用の随意契約は該当がなかった。

オ 第5号適用

第5号の適用は、災害や市民の生命、財産に危険が生じるなど予測不可能な事態が発生し、緊急の対応が必要となり、競争入札に付する時間的余裕がない場合に随意契約を締結することができるという規定されているもので、本号を適用して契約を締結したものは56件であった。

その内訳は、業務委託が9件、工事請負が47件であり、主なものは、災害に伴う道路等の緊急復旧工事や新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託など、予測できない事態に緊急対応した事例がほとんどであったが、緊急性があるとしながら履行期間が8ヶ月に及ぶものがあった。

また、少額の契約でありながらも適用条項を第5号とし、第1号を優先していない事例等が見受けられた。

カ 第6号適用

第6号は、例えば、本体工事と密接に関連する付帯工事などを、履行中の者に施工させることで、工期の短縮や経費の節減が図れる場合に随意契約を締結することができるという規定されているもので、本号を適用して契約を締結したものは12件であった。

その内訳は、業務委託では、学び・交流プラザ空調機設置事前調査業務委託や市道下譲羽線道路測量設計業務委託、鹿野地区地籍調査更正測量業務委託などの6件で、工事請負では、交通教育センター管理棟改築主体工事や徳山駅北口広場ロータリー美装化建築主体工事などの6件であった。

キ 第7号適用

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができるという第7号適用の随意契約は該当がなかった。

ク 第8号適用

第8号は、競争入札に付したが入札者がいないとき、または再度の入札においても落札者が決定しないときに、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に随意契約を締結することができるという規定されているもので、本号を適用して契約を締結したものは10件であったが、これら全てが、再度入札を執行したが、入札金額が予定価格を超えて不調となったことから、やむを得ず特定の業者から見積書を徴取し、見積価格が予定価格を下回ったものと随意契約を締結したものであった。

その主なものは、新南陽ふれあいセンター吸収式冷温水機改修工事や鹿野こども園改修機械設備工事、交通教育センター改築電気設備工事、木材破砕処理業務などであった。

なお、第8号の規定により随意契約をする場合は、契約保証金及び履行期限を除き、入札時に定めた予定価格や品質等、契約の要素となっている条件を変更することはできないとされている。

ケ 第9号適用

落札者が契約を締結しないことを理由とした第9号適用の随意契約は該当がなかった。

(2) 予定価格の決定根拠

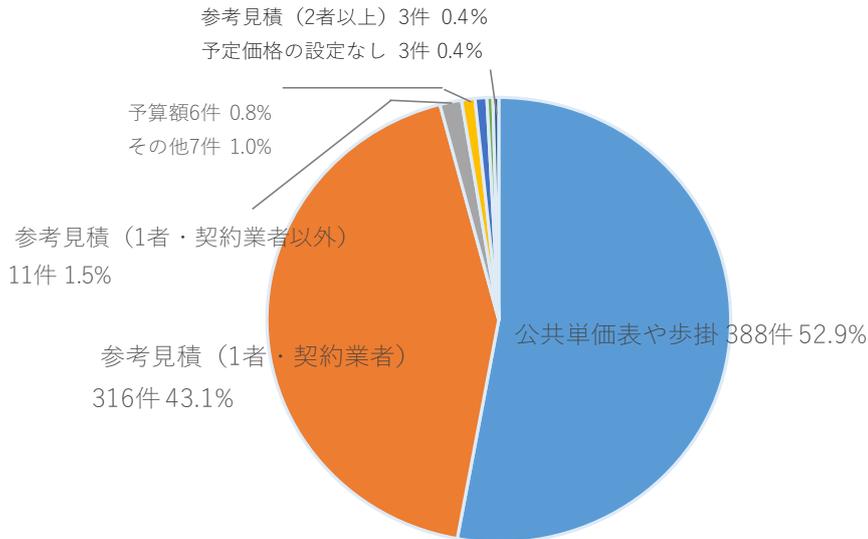
周南市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第39条では、随意契約による場合、入札の場合に準じて契約金額を決定する基準として、あらかじめ予定価格を決定することとされている。

今回対象とした随意契約のうち、予定価格の決定根拠は、次のとおりである。

(単位：件、%)

区 分	契約件数	構成比率	業務委託		工事請負	
			契約件数	構成比率	契約件数	構成比率
公共単価表や標準歩掛	388	52.9	62	15.9	326	95.0
参考見積（1者・契約業者）	316	43.1	301	77.0	15	4.4
参考見積（1者・契約業者以外）	11	1.5	11	2.8	0	0.0
その他	7	1.0	1	0.3	2	0.6
予算額	6	0.8	6	1.5	0	0.0
参考見積（2者以上）	3	0.4	7	1.8	0	0.0
予定価格の設定なし	3	0.4	3	0.8	0	0.0
合 計	734	100.0	391	100.0	343	100.0

【予定価格の決定根拠】



予定価格の決定にあたり、約半数の 388 件 (52.9%) が公共単価表や標準歩掛を用いて行われており、特に工事請負では、326 件 (95.0%) がこれを根拠としている。

1 者のみからの参考見積をそのまま予定価格の根拠としているものは 327 件で、そのうち契約した業者からの参考見積を根拠としたものが 316 件 (43.1%) であり、特に業務委託において、301 件 (77.0%) と高い割合を示していることから、参考見積を徴取した業者しか契約を履行できない業務が多くを占めていると考えられる。

また、予定価格の根拠を「その他」とした 7 件は、近隣 3 市の統一単価により算定しているものや前年度実績額を予定単価として設定しているものであった。

なお、「予定価格の設定なし」としたものは、高齢者等バスタクシー運賃助成実証事業や離島高齢者航路運賃助成事業、木造住宅耐震診断調査業務の 3 件で、要綱で助成額が定められているものや相手方との協定等により単価が決定されるものであり、契約事務規則第 40 条第 2 項で規定された「特別の理由があることにより特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は困難なものに係る契約」に該当し、予定価格調書の作成を省略できる契約であった。

(3) 予定価格と契約金額

予定価格に対する当初契約額の割合は次のとおりである。

(単位：件、%)

契約別	当初契約額／予定価格×100						合 計
	100%	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	85%以上 90%未満	80%以上 85%未満	80%未満	
業務委託	343	30	10	3	2	3	391
工事請負	76	240	15	6	4	2	343
合 計	419	270	25	9	6	5	734
(割合)	(57.1)	(36.8)	(3.4)	(1.2)	(0.8)	(0.7)	(100.0)

予定価格と同額で契約を締結しているものは419件で、全体の57.1%を占めている。一方、予定価格の80%未満で契約しているものは5件で、最も予定価格に対する当初契約額の割合が小さいのは公有林保育業務委託（施業地測量）の48.2%である。

(4) 見積書徴取の状況

一般的に見積書の提出は契約の申込みとされており、これに応諾することで契約は成立する。契約事務規則第42条では、「随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。」と規定されているが、見積書徴取の状況は、次のとおりである。

(単位：件、%)

区 分	契約件数	構成比率	業務委託		工事請負	
			契約件数	構成比率	契約件数	構成比率
1者のみ	427	58.2	368	94.1	59	17.2
2者	270	36.8	0	0.0	270	78.7
3者以上	15	2.0	1	0.3	14	4.1
見積書の徴取なし	22	3.0	22	5.6	0	0.0
合 計	734	100.0	391	100.0	343	100.0

今回対象とした随意契約734件のうち、見積徴取を1者のみとしていたものが427件（58.2%）であり、その内訳は、業務委託が368件（86.2%）、工事請負が59件（13.8%）となっている。

見積書を徴取していないものと1者からしか徴取していないものを合計すると449件で、全体の61.2%を占めているが、これは、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、契約の相手方が特定される第2号適用の契約が333件あることが、主な要因であると考えられる。

見積書を徴取していない22件は、国の統一基準による一時預かり事業委託や

介護予防・生活支援サービス事業委託などが主なものであった。

随意契約の根拠としている地方自治法施行令の随意契約の適用号ごとに区分集計し、併せて見積書の徴取数との関係を整理すると、次のとおりである。

(単位：件、%)

区 分	見積書の数				構成比率	業務委託				構成比率	工事請負				構成比率
	1者	2者	3者以上	計		1者	2者	3者以上	計		1者	2者	3者以上	計	
第1号	0	268	10	278	39.0	—	—	—	—	—	0	268	10	278	81.0
第2号	311	0	0	311	43.7	308	0	0	308	83.5	3	0	0	3	0.9
第3号	45	0	0	45	6.3	45	0	0	45	12.2	0	0	0	0	0.0
第4号	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
第5号	54	2	0	56	7.9	9	0	0	9	2.4	45	2	0	47	13.7
第6号	11	0	1	12	1.7	6	0	0	6	1.6	5	0	1	6	1.7
第7号	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
第8号	6	0	4	10	1.4	0	0	1	1	0.3	6	0	3	9	2.6
第9号	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
合 計	427	270	15	712	100.0	368	0	1	369	100.0	59	270	14	343	100.0
構成比	60.0	37.9	2.1	100.0		99.7	0.0	0.3	100.0		17.2	78.7	4.1	100.0	

※「-」は監査対象外である。また、本表に見積書を徴取していない契約22件は含んでいない。

工事請負のうち第1号適用の随意契約278件(81.0%)は、契約事務規則第42条に基づき2者以上の者から見積書を徴取しており、その他の適用号の随意契約は、その性質上、概ね特定の1者と契約手続きを進めていた。

(5) 同一業者との継続契約

① 契約先の状況

監査対象とした随意契約の契約先の状況については次のとおりである。

(単位：件)

区 分	件数	業務委託		工事請負	
		うち10年以上継続	うち10年以上継続	うち10年以上継続	うち10年以上継続
株式会社・有限会社	528	42	185	42	0
一般社団法人・一般財団法人	39	25	39	25	0
社会福祉法人	35	14	36	14	0
シルバー人材センター	37	18	36	18	0
森林組合	21	19	21	19	0
自治会等任意団体	10	3	10	3	0
その他(NPO法人・医療法人・その他)	64	13	64	13	0
合 計	734	134	391	134	0

随意契約の契約先は、株式会社・有限会社が最も多く、528件であった。

② 長期継続契約の状況

本市では、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定し、行政運営の効率化、安定した市民サービスの提供を目的とした長期継続契約の取組を進めており、令和2年度における契約件数は71件であった。

同条例第2条各号で定める契約種類別の契約状況及び契約期間は次のとおりで、全て同条例施行規則第2条で定める期間以内の契約となっている。

(単位：件)

条例適用号	対象業務	件数	契約月数				
			12月	～24月	～36月	～48月	～60月
第1号	ア 事務機器の借入れ（保守等含む）	0					
	イ 施設に付随する機器又は装置の借入れ（保守等含む）	0					
	ウ 自動車の借入れ（保守等含む）	0					
	エ ア～ウに掲げる契約の保守管理業務	1				1	
	オ 清掃、警備その他施設等の維持管理業務	14	4		10		
	カ 情報システムの保守管理業務	2		1		1	
	キ 市税等の収納事務	0					
	ク 車両運行の業務	0					
第2号	4月1日から役務の提供を受ける必要がある契約で契約期間が2年度に渡らないもの	54	54				
	合 計	71	58	1	10	2	

③ 同一業者との継続年数

長期継続契約以外の契約で単年度契約であるものの、結果として2年以上同一業者と契約しているものについて、その継続年数ごとに整理すると次のとおりである。

(単位：件)

契約種別	同一業者との契約の継続年数（長期継続契約を除く）				
	1年超え 3年未満	3年超え 5年未満	5年超え 10年未満	10年超え	合 計
業務委託	21	24	45	134	224
工事請負	0	0	0	0	0
合 計	21	24	45	134	224

同一業者と複数年にわたり契約を繰り返しているものは、全体で224件で、特に10年以上継続しているものが134件（59.8%）で半数を超えている。

複数年同一の相手方との契約を継続することについては、市民センターの清掃等を地元団体に委託する場合など、一定の理解ができるものもあるが、安易に契約を繰り返すことは、他の業者の参入を閉ざし、競争性に欠けることが懸念されることから、複数の者による入札ができないか、常に検証する姿勢が必要である。

(6) 公表の状況

契約締結等に係る公表は、「周南市が委託する業務に係る入札結果等又は契約結果の公表に関する事務取扱要領」及び「周南市が発注する工事等に係る契約内容の公表に関する事務取扱要領」により、業務委託については、予定価格が50万円を超えるもの（単価契約によるものは、当該単価に契約の対象となる予定数量を乗じた額が50万円を超えるもの）、工事請負については130万円を超えるものを対象とし、契約相手、契約金額、随意契約の理由などを公表するものとされている。また、公表した工事につき金額の変更を伴う変更契約を締結した場合には変更内容を公表するものとされている。

今回対象とした随意契約のうち419件が公表の対象案件であったが、全ての契約において、随意契約結果表が作成され、市のホームページや市役所本庁舎の情報公開閲覧コーナーにおいて公表されていた。

(7) 事前調査結果

① 随意契約の理由及び妥当性

随意契約による契約の締結は、契約方法の例外であることを十分に認識し、その契約の締結手続きには、公正性、経済性及び透明性の確保に最大限の注意を払う必要がある。

適正な契約事務の執行については、財政部契約監理課から度重ねて注意喚起がなされ、随意契約ガイドラインにおいても、個別の契約内容に応じて総合的客観的、かつ慎重に行うよう求められているが、随意契約を安易に選択することがないよう、全ての職員に対してさらなる周知徹底を図る必要がある。

第1号の規定は、契約事務の効率化という考えのもとに、少額な契約をする場合には、事務が煩雑となる競争入札に付さないでよいとした趣旨である。本市においては、予定価格が第1号で規定される額以下であっても、契約要件が第2号以下の各号に該当する場合は、当該号を適用する運用がなされている。しかし、多くの書籍等では、「第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかについて判断をする必要はない」との見解や、契約内容の特殊性や緊急の必要等の理由により、複数の者から見積書を徴することが適当でない場合においても、「第1号を適用したうえで1者見積りとするのが適当」との見解が示されている。現在、こうした考えに沿った取組が進められているところでもあり、着実な進展を望むものである。

(参考：地方財務実務提要2巻 P5881・18など)

② 予定価格及び見積書

予定価格の決定については、契約事務規則第 18 条第 2 項において「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されている。

今回対象とした随意契約のうち、参考見積を 1 者とする 327 件の契約において、参考として徴取した見積書の金額と同額を予定価格とし、予定価格と同額で契約を締結しているものが 299 件 (91.4%) であった。これは、随意契約の相手方の決定に際して見積合わせを 1 者のみとしていたものが 427 件 (60.0%) と過半数を占めていることからすると、契約の相手方が特定される、いわゆる「特命随意契約」が多く存していることが影響しているものと推察される。

複数の相手方から参考見積書を徴取した場合は、見積価格の比較等により、金額の妥当性についての判断は可能となるが、1 者のみの参考見積書の徴取では、特定業者の業務に依存した価格設定となりやすく、経済性が損なわれるおそれがあり、極力、複数から見積書を徴取し予定価格を決定する必要がある。

1 者のみ参考見積書を徴取とならざるを得ない、いわゆる「特命随意契約」についても、同種の契約の契約金額等を参考に、徴取した参考見積金額の妥当性を精査し、予定価格を決定されたい。

③ 随意契約の事務処理

契約主管課は、随意契約を執行するにあたり、「建設工事等に係る随意契約における事務取扱について」や「契約事務等の手引き（物品・業務委託）」により定められた「随意契約理由書」を作成しなくてはならない。

この「随意契約理由書」では、契約件名、設計金額のほか、適用法令、随意契約とする理由等を記載することが求められており、具体的な随意契約理由を明らかにすることで、市民に対しての説明責任を果たすことを目的としている。

このため、随意契約ガイドラインの策定に合わせて、従来の該当項目を選択するだけの方式から、随意契約の理由を具体的に個別記載するよう変更されたところであるが、一部、相手方を選定した理由に具体性や合理性に欠け、十分な説明責任が果たされていないものが見受けられる。契約手続の適正性や透明性を担保するためにも、随意契約ガイドライン等に基づき、厳正な契約事務の執行に一層努められることを望むものである。

④ 複数年継続して同一業者を相手方としている契約

今回対象とした随意契約の中で、長期継続契約である 71 件を除いた 663 件のうち、224 件 (33.8%) が、前年度と同一の業者と単年度契約を締結していた。

特に、第 2 号を適用して随意契約を締結した放課後子供教室推進事業業務委託や周南市女性雇用促進事業業務委託等では、「業務内容を熟知している」ことを理由としており、大津島公園草刈清掃業務委託や海岸漂着物等地域対策推進事業委託等では、「履行実績があり経験豊富である」ことを理由として、複数年継続して同一業者と契約を締結している。

本号は、特定の 1 者以外には履行できない業務等に限って適用されるものであることを銘記して、常に新規業者の参入や事業内容の工夫等で競争性を担保することができないかを検証し続けることが必要であり、十分に留意されたい。

3 抽出調査について

今回対象とした随意契約のうち、特に、当初契約を変更したもの及び第 2 号の競争入札に適しないものの形態のひとつであるプロポーザル方式によるものについて、それぞれ、変更を要するとした根拠や理由、プロポーザル方式の採用理由や運用状況等を検証するため、抽出調査を行った。

(1) 随意契約の変更

① 着眼点

対象とした随意契約のうち、契約額が当初契約額から変更となったものを抽出し、そのうち変更金額が 20% を超えて増減したものについて、変更理由に妥当性があるかを主な着眼点とした。

② 変更契約に係る規定

契約締結後に発生した要因による仕様や履行期間の変更、これに伴う契約金額の変更等について、本市では標準約款例で次のとおり規定している。

○ 工事契約約款（工事・単年度用）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

○ 業務委託標準約款（一般的役務）

第 22 条 契約の履行について必要な事項は、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

③ 変更契約の状況と調査結果

ア 増減額と変更件数

抽出調査の対象とした変更契約は、随意契約総数 734 件のうち 57 件（7.8%）で、所属ごとの状況は次のとおりである。

（単位：件、%）

所 属	契約件数	うち金額変更		うち20%超え増減	
		件数	全体比	件数	全体比
総務部	22	3	13.6	1	4.5
企画部	18	1	5.6	1	5.6
財政部	8	0	0.0	0	0.0
シティネットワーク推進部	6	0	0.0	0	0.0
地域振興部	47	7	14.9	2	4.3
環境生活部	58	4	6.9	0	0.0
こども・福祉部	84	6	7.1	3	3.6
健康医療部	36	2	5.6	2	5.6
建設部	151	8	5.3	4	2.6
都市整備部	59	4	6.8	1	1.7
産業振興部	105	19	18.1	8	7.6
新南陽総合支所	6	1	16.7	0	0.0
熊毛総合支所	63	0	0.0	0	0.0
鹿野総合支所	27	0	0.0	0	0.0
消防本部	8	0	0.0	0	0.0
教育部	32	2	6.3	0	0.0
その他執行機関等	4	0	0.0	0	0.0
合 計	734	57	7.8	22	3.0

当初契約額から 20%を超える増減が生じた契約の件数は 22 件（3.0%）であった。そのうち、最も変動率が大きかった令和 2 年 7 月豪雨古森頭首工災害査定計画概要書作成業務委託では、現地踏査及び測量の結果、さらに地質調査やその解析をする必要が生じたことから、当初契約に比して 181.7%、481 万 300 円増額されていた。

また、減額では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行事の規模を縮小した保育の質向上研修事業委託で△77.0%、47 万 7,580 円減額されていた。

イ 変更契約の理由及び妥当性

当初契約の変更を要した理由ごとの状況は次のとおりである。

(単位：件、%)

変更理由	件数	割合	業務委託	割合	工事請負	割合
業務及び工事内容の追加によるもの	31	52.5	20	44.4	11	78.6
業務及び工事内容の減少によるもの	26	44.1	23	51.1	3	21.4
うち新型コロナウイルス対策によるもの	12	46.2	12	52.2	0	0.0
工期延長	2	3.4	2	4.4	0	0.0
合 計	59	100.0	45	100.0	14	100.0

※変更理由が重複しているものもあり、延べ件数としている。

変更理由として、主なものは業務及び工事内容の追加によるもので、約半数の 31 件（52.5%）が該当している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を縮小し減額変更とした事例が 12 件発生している。

当初契約と比較し、増減額が 20%を超えて変更した 22 件の契約概要は次のとおりである。

対象部局	契約名	変更理由
総務部	特別定額給付金申請書データ移行業務	当初導入システムにはないオンライン申請データ抽出機能を追加したことに伴うシステム改修費用の増
企画部	徳山高専送水ポンプ更新工事委託	施工を委託した上下水道局の一般競争入札執行に伴う入札減等
地域振興部	スポーツ交流おもてなし推進事業（地域コミュニティ創出支援事業）業務委託	新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一部縮小したことに伴う減
	市美術展業務委託	新型コロナウイルス感染症の影響により市美術展の開催中止に伴う減
こども・福祉部	保育の質向上研修事業委託	新型コロナウイルス感染症の影響により保育大会及び研修会を紙上発表に変更したことに伴う減
	手話通訳者派遣事業委託契約	新型コロナウイルス感染症の影響により行事等が中止されたことに伴う減
	母子保健推進事業業務委託	新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を縮小したことに伴う減
健康医療部	食生活改善推進事業業務委託	新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を縮小したことに伴う減
	新型コロナウイルスワクチン接種対応に伴う健康管理システム改修業務委託	当初予定していた委託料集計プログラムの改修が不要となったことに伴う減
建設部	市道若宮町6号線路面下空洞対策工事	空洞発生の原因者であった上下水道局へ対策工事を移管したことに伴う減
	古川跨線橋整備事業に伴う交通安全施設工事	古川跨線橋撤去工事に係る安全確保の啓発路上看板を追加設置したことに伴う増
	古川跨線橋整備事業に伴う信号設備工事	信号設備の老朽化により使用後の設備について移設予定を廃棄処分と変更したことに伴う減
	古川跨線橋周辺道路整備工事その3	工事着手後に警報表示装置本体の著しい劣化損傷が判明し、機器の更新が必要となったことに伴う増
都市整備部	塵芥車回収作業補助業務委託	夏期の長雨等の天候不順により作業量が減少したことに伴う減
産業振興部	令和2年7月豪雨古森頭首工災害査定計画概要書作成業務委託	現地踏査及び縦横断測量の結果、頭首工の基礎構造の決定に要する土質調査及び解析業務を追加発生したことに伴う増
	公有林保育業務委託（施業地測量）	公有林保育施業地面積の変更に伴う増
	公有林保育（搬出間伐・吸谷）作業路網整備業務委託	公有林保育作業路網の延長短縮に伴う減
	公有林保育（搬出間伐・栄谷）作業路網整備業務委託	公有林保育作業路網の延長変更に伴う増
	緑山バイオマス材生産モデル事業作業路網整備業務委託	モデル事業作業路網の延長変更に伴う増
	公有林保育（搬出間伐・栄谷）木材運搬業務委託（バイオマス利用材）	公有林間伐運搬材積の変更に伴う増
	公有林保育（搬出間伐・栄谷）木材運搬業務委託（用材）	公有林間伐運搬材積の変更に伴う増
	福川漁港温田地区浮棧橋維持工事	当初予定していなかった浮棧橋下の潜水調査が必要となったことに伴う増
合計	8部局 22件	

ウ 変更に係る事務処理

契約における設計変更は、当初想定し得なかった条件変更や制約が生じた場合に一定の範囲で対応するものである。今回の監査では、こうした契約の特殊性を踏まえ、変更要因等を分析することにより、当該事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを検証するために、調査を実施した。

変更契約を行なった57件については、次に述べる契約を除いては、事業執行中に生じた条件変更や関係者との調整による環境の変化等、様々な状況に対応し、適切に処理されていた。

- ・ 特別定額給付金申請書データ移行業務において、当初契約の締結日から7日後に、オンライン申請に係るシステム改修のための変更契約を締結しており、当初の委託業務内容の精査について疑義が生じかねないもの。
- ・ 古川跨線橋整備事業に伴う交通安全施設工事において、契約期間満了日の4日前に交通安全啓発看板を増設する変更契約を締結しており、変更契約の時期について検討を要すると考えられるもの。
- ・ 市道地方和那手線道路単独災害復旧工事で、当初は崩壊した道台の大型土嚢の据替を内容とし、予定価格から随意契約の適用理由を第1号としていたが、現地精査により道台背面の既設土嚢の老朽化が著しく、再利用が困難であるとして増額変更したことにより、第1号の適用限度額を超えたもの。

各所属においては、引き続き適切な設計変更により品質の確保を図るとともに、公正性及び競争性の確保の観点から、当初の契約内容の精査に努め大幅な変更が生じることのないよう十分に留意するとともに、契約監理課との事前協議を重ねる等、随意契約の適正な執行の取組を今後も進められたい。

(2) プロポーザル方式による随意契約

① 着眼点

対象とした随意契約のうち、公募型プロポーザル方式を採用し契約を行っているものを抽出し、本方式を採用した理由や事業者決定の審査プロセス等について、透明性、公平性、公正性が確保されているかを主な着眼点とした。

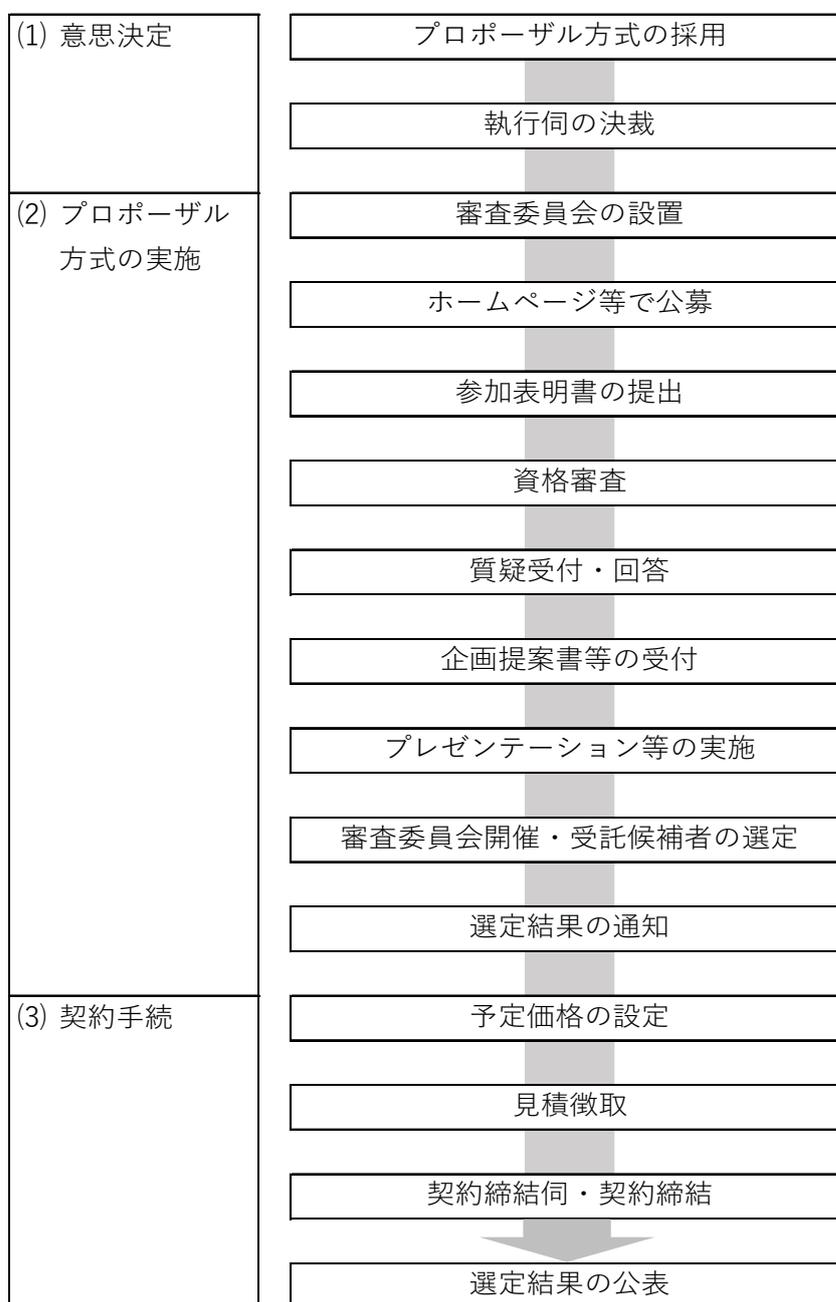
② プロポーザル方式に係る規定

本方式は、高度な知識、専門的な技術や創造性などが要求される業務について、複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、その中から提案内容及び実績・能力等を総合的に評価し、業務の目的に最も適した提案や業務遂行能力等を有する事業者を選定する方式であり、事業者選定後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、随意契約を締結するものである。

プロポーザル方式による契約方法は例外的な手法であることから、本市では平成29年に「公募型プロポーザル方式における基本方針」を、翌年に「周南市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、事業目的の効果的な達成や契約内容の公正性、透明性を確保

するとともに、適切かつ円滑な運用を図る手続きについて、具体的な事項を定めている。

プロポーザル方式における契約事務の一般的な流れは、次のとおりである。



③ プロポーザル方式の状況と調査結果

ア プロポーザル方式の状況

抽出調査の対象としたプロポーザル方式による契約は7件で、その概要は次のとおりである。

(単位：円)

件名(所属)	業務区分	契約金額
徳山大学公立化検討業務委託(企画部)	調査・研究(設計除く)	12,000,000
周南市RPA運用支援業務委託(企画部)	コンピュータサービス	4,200,000
ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務 (シティネットワーク推進部)	その他(事業の運営)	7,370,000
周南市シティプロモーション推進業務委託 (シティネットワーク推進部)	企画・製作	15,000,000
周南市北部拠点施設基本計画策定支援業務委託(地域振興部)	その他(計画策定)	5,808,000
周南緑地施設整備等総合支援業務(地域振興部)	調査・研究(設計除く)	59,473,700
周南市学校給食費管理システム導入業務(教育部)	コンピュータサービス	12,183,600
合 計	7件	116,035,300

業者登録の業務区分別では、調査・研究(設計除く)が2件、コンピュータサービスが2件、その他(事業の運営、計画策定)が2件、企画・製作が1件であった。

イ プロポーザル方式の採用理由及び妥当性

ガイドライン第4条では、対象業務を業務委託(測量・建設コンサルタント等業務委託を含む。)及び物品調達等として、次の(1)又は(2)のいずれかの業務として定めている。

抽出調査対象7件の契約を、ガイドラインに基づく業務別に分類すると次のとおりである。

(単位：件、%)

業務分類	対象業務	件数	構成比
(1)	企画力や業務遂行能力を有する者を総合的な見地から判断して選定 する必要がある業務 (例) 建築設計業務、調査分析業務等	3	42.9
(2)	職員では対応できない高度な専門性や独創性が求められる企画や技 術提案を求める必要がある業務 (例) イベント運営業務、広告・宣伝業務、システム開発業務等	4	57.1
	合 計	7	100.0

全ての事例において、競争入札では業務の目的が達成できないことや業務の内容に高い技術力、企画力が求められること、民間のノウハウ等を活用した提案により、優れた成果が期待できることなど、個別の契約内容に応じた具体的な理由が整理されており、概ねガイドラインに基づき、適切な運用を行っているものと認められる。

ウ プロポーザル方式の事務処理

(ア) 審査委員会の設置状況

プロポーザル方式により事業者の選定をする場合は、各業務ごとにプロポーザル実施要領を策定するとともに、提案内容等を適切に審査し、公平かつ公正な選定を行うため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置が義務付けられているが、監査対象の全ての事例で審査委員会が設置されていた。

プロポーザル方式を採用した業務ごとの審査委員会の概要は次のとおりである。

（単位：人、回）

件名	業務分類	設置の有無	委員数	委員の構成	開催回数
徳山大学公立化検討業務委託	(1)	有	6	市職員のみ	2
周南市RPA運用支援業務委託	(2)	有	5	外部委員含む	2
ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務	(2)	有	4	市職員のみ	2
周南市シティプロモーション推進業務委託	(2)	有	7	外部委員含む	2
周南市北部拠点施設基本計画策定支援業務委託	(1)	有	5	市職員のみ	2
周南緑地施設整備等総合支援業務	(1)	有	5	市職員のみ	2
周南市学校給食費管理システム導入業務	(2)	有	6	市職員のみ	2

審査委員会は4人から7人の委員で組織されており、委員の構成としては、本市職員のみが5件で、外部委員として学識経験者を選任したものが2件で、いずれも契約所管の部長を委員長とし、関連部課長や外部の有識者を委員として構成したものであった。

審査委員会の所掌事務は、プロポーザル実施要領の確認や企画提案書等の審査及びプレゼンテーションやヒアリングによる受託候補者の特定などであり、委員会は概ねプロポーザル実施要領で定める審査内容や方法の確認時と、プレゼンテーション等を踏まえた受託候補者の特定時の2回が開催されていた。

この7件の契約のうち、外部委員を加えた審査委員会は、周南市R P

A運用支援業務委託と周南市シティプロモーション推進業務委託の2件に留まっている。

ガイドラインでは、市職員では対応できない高度な専門知識や技術が必要とされる業務については、市職員のみで審査委員会を組織するのではなく、専門的知識を有する学識経験者や公募市民等の外部委員の参加が必要とされていることから、外部委員の積極的な登用について推進するとともに、市職員のみで構成するときは、その理由を明らかにするように、一層留意されたい。

(イ) 事業者の募集及び選定の状況

◇ 事業者の募集

プロポーザル実施要領に基づく実施公告の概要は次のとおりである。

件名	募集期間	公募の手段	応募者数
徳山大学公立化検討業務委託	20日	市HP	2者
周南市RPA運用支援業務委託	15日	市HP	3者
ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務	12日	市HP	2者
周南市シティプロモーション推進業務委託	10日	市HP	3者
周南市北部拠点施設基本計画策定支援業務委託	15日	市HP	3者
周南緑地施設整備等総合支援業務	14日	市HP	3者
周南市学校給食費管理システム導入業務	9日	市HP	2者

事業者募集の周知については、全件で市のホームページや市広報誌への掲載により周知されており、募集期間は9日から20日の期間が設定されていた。ガイドラインでは、募集の公告から参加表明書の提出までの日数については、業務内容に応じてより多くの事業者が参加できるように10日以上を確保することとされているが、やむを得ない理由がある場合はその期間を5日以上にすることができるとされている。

事業者の募集は、対象とする事業の規模や内容に応じて公募の目的を損なわないように十分留意し、募集期間を設定しなければならない。

なお、応募した事業者は、3者が4件、2者が3件であった。

◇ 事業者の選定及び公表

事業者の選定方法及び選考結果等の公表の状況については、次のとおりである。

件名	プレゼンテーション		公表		
	開催の有無	評価方法	提案限度額	評価基準	選考結果
徳山大学公立化検討業務委託	有	採点方式	有	有	有
周南市RPA運用支援業務委託	有	採点方式	有	有	有
ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務	有	採点方式	有	有	有
周南市シティプロモーション推進業務委託	有	採点方式	有	有	有
周南市北部拠点施設基本計画策定支援業務委託	有	採点方式	有	有	有
周南緑地施設整備等総合支援業務	有	採点方式	有	有	有
周南市学校給食費管理システム導入業務	有	採点方式	有	有	有

事業の受託候補者を特定するためのプレゼンテーションは全ての契約で実施され、採点方式により審査されていた。

採点については、「業務の実施体制」「企画提案の内容」「価格の妥当性」「説明能力」等を評価項目とし、各審査委員の合計点で選考する「総合評価方式」が導入されていた。

ガイドラインでは、プロポーザル方式は、技術力や企画力を評価し事業者を特定することを目的としていることから、「企画提案の内容」の評価を主要な項目としており、今回の7件の契約においては、総合評価点に対する企画提案の配分割合を40%から70%の間で設定されていた。

また、ガイドラインでは、価格の妥当性を評価の対象とする場合には評価全体の15%を超えない範囲で配分点を設定することが示されており、今回は、総合評価点に対する価格点の割合を5%から15%の範囲内で設定されていた。

提案された価格について、価格そのものを評価しているものが6件、事業者から提出された見積金額と設定した提案上限額との比重により評価したものが1件となっている。

なお、選考結果として最も安価な価格を提示した者を受託候補者と決定した契約は、他の提案事業者と同額となったものを含めて1件のみとなっている。

提案内容の規模を示す提案上限額の設定や審査方法、評価基準及び配点等については、各事業に係るプロポーザル実施要領に適切に記載されており、公告日に市ホームページで公表されるとともに、契約主管課窓口で紙面配布されていた。

審査結果についても、全ての契約において適正に公表されており、非

特定となった事業者からの照会請求に対しても、評価のポイントや他社との提案内容の比較、評価点の説明等、非特定とした理由について具体的に付した回答書を送付されている。

(ウ) 事業者提案の活用

事業者からの企画提案は、プロポーザル方式を採用した意義ともいえる重要な要素であり、受託候補者特定後の契約締結時における発注仕様書の調整において、この事業者提案を活用することは、事業の目的を効率的、効果的に達成するとともに、業務の確実な履行の確保につながる重要な要素となるものである。

今回の7件の全ての契約について、例えば、徳山大学公立化検討業務委託契約における市内主要企業や周南地域の高等学校を対象としたヒアリング調査の実施、また、周南市シティプロモーション推進業務委託契約における市民協働ワークショップの開催など、事業者からの有益な提案内容が発注仕様書に反映されていた。

第4 むすび

今回の行政監査は、随意契約を公平性、適正性、経済性、透明性等の観点から検証することにより契約事務の一層の適正で円滑な執行に資することを目的として実施したものである。

地方自治体が締結する契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約などの方法による契約は例外であることは前述のとおりであるが、本市の実態として、今回の行政監査の対象とした公営企業分を除く契約金額が50万円を超える委託料及び工事請負費の契約のうち、随意契約の件数は全体の75.3%と、契約事務において大きな割合を占めている。また、これまでの定期監査においても、全指摘事項の約3割が契約事務案件であり、軽微な事項を中心に随意契約に係る不適切な事例も散見される状況である。

今後は、人口減少、気候変動、感染症など、地方自治体が経験したことのない社会経済状況の変化や新たな行政需要に対しても、市民に寄り添い、市民と分かり合える市政を実現し、「2050年を乗り越えられる周南市になる」とのパーパスの具現化に努めていかなければならない。

そのためには、契約事務においても厳正かつ公正な行政事務の確保が不可欠であり、全ての職員が常に高い倫理観を持って法令等を遵守するとともに、契約担当部署や契約事務統括部署が一体となって内部統制を一層強化していくことで、市民の信頼と期

待に応える市政の実現につなげていかれるよう強く望むものである。

今回の行政監査における具体的な結果については前章にて述べたとおりであるが、数点の軽微な事項を除きおおむね法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、適正に処理されていた。

なお、随意契約について、地方自治体として留意すべき事項や本市の財務事務の一層の適正化に向けた包括的な意見は次のとおりである。

1 随意契約ガイドラインの周知徹底について

全ての職員が、あくまでも随意契約は例外的な手法であることを改めて深く認識するとともに、常に随意契約の理由を検証し、法令や本市規則の規定を厳格に解する中で、制限列記されている事由に合致しないものについては競争入札に付する姿勢を堅持し続けることが必要である。

また、今回の行政監査において、長期にわたり同一の相手方と単年度契約を繰り返し締結しているものが224件確認されたが、これらは、業務の特殊性等により特定の1者に契約の相手方が限定されるいわゆる「特命随意契約」であったものの、こうした契約においても、ただ漫然と前例を踏襲するのではなく、時間の経過とともに競争性が生じていないか、一方的な契約金額の提示等の不利な契約の内容となっていないかなどを、その都度、客観的、総合的に判断していくことが必要である。

こうしたことから、本市では、随意契約における公平性、競争性、透明性等の確保を図るために随意契約ガイドラインを策定し、標準的な解釈や指針等についての周知徹底に取り組んでいるところであるが、全ての職員に対し、それぞれの階層に応じた研修の実施や、本市の姿勢を示し、市民や事業者の理解を得るために随意契約ガイドラインを公表するなど、より一層、具体的で積極的な取組を推進されたい。

2 随意契約における適正性及び透明性の確保について

他市の行政監査等において、随意契約における適正性及び透明性の確保の観点から課題として指摘されているのが、いわゆる分割発注事案の是正である。

分割発注については、市内中小企業者の育成や受注機会の拡大等の観点から、政策の一つとして選択することについては十分市民理解を得ることができるものと考えるが、一体の事務事業を分割することに際しては、適正性及び透明性を担保する合理的な理由により適正に判断されなくてはならない。

申し上げるまでもなく、恣意的な分割により競争入札の手続きを回避し随意契約を締結する行為は、法令等の規定に抵触し、市民の市政に対する信頼を損なう事案であるため、一人ひとりの職員が、事業実施計画に基づいた適正で効率的な事務執

行の確保を常に心に刻み、公正な契約事務の執行を標榜し続けていかなければならない。

こうした職場風土の醸成に向けた具体的な取組を、今後も引き続き推進されるよう望むものである。

3 随意契約における公平性及び経済性の確保について

今回の行政監査において、いわゆる特命随意契約の要件は満たしているものの、付随的な理由として「業務内容を熟知している」「履行実績があり経験豊富」等の客観性や妥当性に欠ける理由を付記した契約が数件見受けられた。

随意契約は、各所管部署において契約の目的や内容に照らし合わせて任意に見積もり合わせの事業者を選定できることから、特に、契約の相手方の偏重等に十分配慮し続けていくことが重要である。

今後も、各所管部署における内部統制の一層の充実と、契約事務総括部署の指導性のさらなる発揮等を通じて、契約の公平性、経済性及び透明性が担保された適正な事務の執行を望むものである。

<資料編>

資料1 令和3年度行政監査調査表様式

資料2 令和3年度行政監査プロポーザル方式による随意契約調査表

資料2 令和3年度行政監査抽出調査プロポーザル方式調査表様式

【抽出調査】プロポーザル契約調査表

(部 課)

契約名		契約額 (円)	
-----	--	---------	--

■次の質問について回答してください。該当に○及び必要事項の記入をお願いします。

問1 事前手続きについて

- (1) 契約監理課への事前審査の有無 有 ・ 無
 (2) 周南市契約等審査会への諮問 有 ・ 無

問2 選定委員会について

- (1) ア 選定委員会の設置 有 ・ 無
 イ 選定委員数 (人)
 (2) 選定委員会設置要綱の制定 有 ・ 無
 要綱名 ()
 (3) 選定委員会の構成 市職員のみ ・ 外部委員含む
 (4) 選定委員会の開催回数 (回)

問3 事業者の選定及び公表について

- (1) 募集の公表期間
 ア 3週間未満 イ 3週間以上1か月未満 ウ 1か月以上
 (2) 公募の手段 ※その他であれば詳細を記入のこと。
 ア 市ホームページ イ 市広報 ウ 所管課窓口 エ その他 ()
 (3) 提案限度価格の公表 有 ・ 無
 (4) 評価基準の公表 有 ・ 無
 (5) プレゼンテーションの実施 有 ・ 無
 (6) 評価の方法
 ア 評価点のみ イ 委員の合議 ウ 評価点+合議 エ その他 ()
 (7) 応募者数 (者)
 (8) 選考結果の公表 有 ・ 無

問4 契約事務手続きについて (有りの場合、枠内に詳細を記入のこと。)

- (1) 見積徴取 (者)
 (2) 契約締結決裁における随意契約理由及び根拠条項の記載 有 ・ 無

(根拠条項) (随契理由)

- (3) 事業者提案の活用 (仕様書への反映等) 有 ・ 無

意見をどのように活用したのか具体的に記入 .

- (4) 事業開始後の契約額の変更 有 ・ 無

(変更金額) 円 (変更理由)
